

指定都市市長会における災害対応法制の見直しに関する取組の経緯

枠内: 前回市長会議以降の状況

H28. 11 内閣府が「災害救助の実施体制等について」を指定都市市長会へ通知

(内容)

- ・事務委任の活用
- ・事務委任に関するガイドラインの作成
- ・内閣府、全国知事会及び指定都市市長会による検討・調整の場を設置

H28. 12 内閣府が『熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告)』公表(中央防災会議 防災対策実行会議「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG」)

(内容)

- ・災害救助法が適用された災害において、道府県と政令指定都市とが、情報収集、支援策等が混乱なく実施できるよう、役割分担を明確化する方向で見直すべきである。
- ・具体的には、現行法の下での対応として、事務委任の活用により、予め道府県と政令指定都市を始めとした市町村の役割分担を明確にしておく必要がある。
- ・その上で、より迅速、的確な救助の実施、災害救助の事務を円滑に行うという観点から、現行法による救助の実施体制や広域調整の在り方についても検討すべきである。

H28. 12 災害救助に関する実務検討会(第1回) 開催

メンバー: 内閣府

道府県(宮城・神奈川・三重・兵庫・広島)

指定都市(仙台・横浜・神戸・熊本)

- ・道府県 「発災時の一元的対応を損なうことのないように」
- ・指定都市 「迅速・的確な救助活動のため指定都市を救助の実施主体に」

H28. 12 内閣府が『災害救助法による都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任の適切な実施について』を指定都市、都道府県へ通知

- ・事務委任に関する事前の取決めについて、速やかに対応を
- ・事務委任に関する取組事例集(=ガイドライン)を配布

H29. 1～4 災害救助に関する実務検討会作業グループ(第1～3回)開催

- ・第3回…内閣府が「合意方式案(仮称)」を提示

※合意方式案の内容

災害救助法による救助の実施について、道府県知事及び指定都市の長の双方が合意した場合に限り、指定都市の長が救助を実施することとする。

H29. 6 災害救助に関する実務検討会(第2回)開催予定